

令和五年十一月

令和五年十一月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第三十三号	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第三十四号	職員の高齢者部分休業に関する条例	5 頁
議案第三十五号	文京区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第三十六号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第三十七号	文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について	13 頁
議案第三十八号	文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について	15 頁
議案第三十九号	文京総合体育館等の指定管理者の指定について	17 頁
議案第四十号	文京区立目白台運動公園の指定管理者の指定について	19 頁
議案第四十一号	文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について	21 頁

議案第三十三号

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第一に次のように加える。

十 区長

文京区子ども医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の一の項中「支給に関する情報」の下に「若しくは通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の措置に関する情報」を加え、同表二の項中「又は障害者関係情報」を「障害者関係情報又は医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭

和十四年法律第七十三号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)又は地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。以下同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」に改め、同表四の項中「生活保護関係情報」の下に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」を加え、同表十の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表に次のように加える。

<p>十一 区長</p>	<p>文京区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
--------------	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十四号

職員の高齢者部分休業に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で規則で定める時間内において、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第三条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

る。

（休業時間の延長）

第四条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（給与の減額）

第五条 職員（次項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十五条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第十九条に規定する規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に給与条例第十九条に規定する規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第十九条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額及び幼稚園教育職員給与条例第二十二条に規定する文京区教育委員会規則（以下「教育委員

会規則」という。)で定める手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に幼稚園教育職員給与条例第二十二条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)を減額して給与を支給する。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説明)

高齢者部分休業について、必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第三十五号

文京区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例
文京区空家等対策審議会条例（平成二十九年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十六号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例
第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第六条第二項中」の下に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提
供している施設」と、「を」、「教育・保育給付認定子ども」と、「の下に「同号に掲げる小学校就学前子ども
の区分」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、「を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成
二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十七号

文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立白山交流館	東京都文京区白山四丁目二十七番十一号
文京区立千駄木交流館	東京都文京区千駄木三丁目四十二番二十号

二 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号

株式会社オーエンス

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第三十八号

文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行
わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立目白台交流館	東京都文京区目白台三丁目十八番七号
文京区立根津交流館	東京都文京区根津一丁目十四番三号

二 指定管理者 愛知県名古屋市中区葵三丁目十五番三十一号

株式会社日本保育サービス

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第三十九号

文京総合体育館等の指定管理者の指定について
 右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京総合体育館等の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京総合体育館	東京都文京区本郷七丁目一番二号
文京スポーツセンター	東京都文京区大塚三丁目二十九番二号
文京江戸川橋体育館	東京都文京区小日向一丁目七番四号
文京区六義公園運動場	東京都文京区本駒込六丁目十六番十号
文京区後楽公園少年野球場	東京都文京区後楽一丁目六番二十五号
文京区小石川運動場	東京都文京区後楽一丁目八番二十三号

文京区竹早テニスコート

東京都文京区小石川五丁目九番一号

二 指定管理者

文京区スポーツ推進共同事業体

構成員（代表者）

東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドーム

構成員

東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドームスポーツ

構成員

大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

美津濃株式会社

構成員

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

株式会社東急コミュニティー

構成員

東京都文京区後楽一丁目四番十八号トヨタ東京ビル

公益財団法人日本サッカー協会

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第四十号

文京区立目白台運動公園の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

文京区立目白台運動公園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設 東京都文京区目白台一丁目十九番・二十番

文京区立目白台運動公園

二 指定管理者 目白台運動公園共創パートナーズ

構成員（代表者） 東京都中央区日本橋堀留町二丁目一番一号

シンコースポーツ株式会社

構成員 東京都港区高輪三丁目四番一号

太陽スポーツ施設株式会社

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第四十一号

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和五年十一月六日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立根津児童館	東京都文京区根津一丁目十四番三号
文京区立目白台第二児童館	東京都文京区目白台三丁目十八番七号

二 指定管理者 愛知県名古屋市中区葵三丁目十五番三十一号

株式会社日本保育サービス

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

